

現行								改正後							
旅館業の営業の許可・旅館業の地位の承継承認（合併又は分割）・旅館業の地位の承継承認（相続）に関する審査基準								旅館業の営業の許可・旅館業の営業の承継承認に関する審査基準							
No.	課等名称 （經由機 関）A	許認可等事 項名B	根拠法令 C	根拠条 項D	審 査 基 準 E	設定等 区分 F	申請される方の 参考となる事項 G	No.	課等名称 （經由機 関）A	許認可等事 項名B	根拠法令 C	根拠条 項D	審 査 基 準 E	設定等 区分 F	申請される方の 参考となる事項 G
1	福祉保健 センター 生活衛生 課	旅館業の営 業の許可	旅館業法	第3条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法 第3条第2項、第3項 第8条</li> <li>旅館業法施行令 第1条 第2条</li> <li>旅館業法施行規則 第1条の2 第4条の3 第5条</li> <li>旅館業法施行条例 第2条第1項 第6条から第9条まで</li> <li>旅館業法施行細則 第3条 第6条から第8条まで</li> <li>旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項1</li> <li>旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 5、6、7</li> </ul> <p>○申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法施行規則 第1条</li> <li>旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 8、9（その他保健所長が必要 と認める書類については、(3)、 (5)～(7)、(9)～(10)）</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法 第4条</li> <li>旅館業法 施行条例 第4条</li> <li>旅館業法 施行細則 第4条、 第5条</li> <li>旅館業施設の設 置等に関する事 前手続き要綱 第2条、第3条</li> <li>旅館業法施行条 例等の運用上留 意すべき事項 3、4、9（その 他保健所長が必要 と認める書 類） (1)、(2)、(4)</li> </ul>	1	福祉保健 センター 生活衛生 課	旅館業の営 業の許可	旅館業法	第3条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法 第3条第2項、第3項 第8条</li> <li>旅館業法施行令 第1条 第2条</li> <li>旅館業法施行規則 第1条の2 第4条の3 第5条</li> <li>旅館業法施行条例 第2条第1項 第6条から第9条まで</li> <li>旅館業法施行細則 第3条 第6条から第8条まで</li> <li>旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項1</li> <li>旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 5、6、7</li> </ul> <p>○申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法施行規則 第1条</li> <li>旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 8、9（その他保健所長が必要 と認める書類については、(3)、 (5)～(8)）</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法 第4条</li> <li>旅館業法 施行条例 第4条</li> <li>旅館業法 施行細則 第4条、 第5条</li> <li>旅館業施設の設 置等に関する事 前手続き要綱 第2条、第3条</li> <li>旅館業法施行条 例等の運用上留 意すべき事項 3、4、9（その 他保健所長が必要 と認める書 類） (1)、(2)、(4)</li> </ul>

(新設)							No.	課等名称 (經由機 関) A	許認可等事 項名 B	根拠法令 C	根拠条 項 D	審 査 基 準 E	設定等 区分 F	申請される方の 参考となる事項 G	
							2	福祉保健 センター 生活衛生 課	旅館業の営 業の承継承 認 (譲渡)	旅館業法	第 3 条 の 2 第 1 項	・旅館業法 第 3 条第 2 項 (申請者に係る部 分に限る)、第 3 項 第 3 条の 2 第 2 項 第 8 条 ・旅館業法施行規則 第 1 条の 2 ・旅館業法施行条例 第 2 条第 1 項 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 1  ○申請書類 ・旅館業法施行規則 第 1 条の 3 ・旅館業法施行細則 第 8 条の 2 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 10、11	法令		
No.	課等名称 (經由機 関) A	許認可等事 項名 B	根拠法令 C	根拠条 項 D	審 査 基 準 E	設定等 区分 F	申請される方の 参考となる事項 G	No.	課等名称 (經由機 関) A	許認可等事 項名 B	根拠法令 C	根拠条 項 D	審 査 基 準 E	設定等 区分 F	申請される方の 参考となる事項 G
2	福祉保健 センター 生活衛生 課	旅館業の地 位の承継承 認 (合併又は 分割)	旅館業法	第 3 条 の 2 第 1 項	・旅館業法 第 3 条第 2 項 (申請者に係る部 分に限る)、第 3 項 第 3 条の 2 第 2 項 第 8 条 ・旅館業法施行規則 第 1 条の 2 ・旅館業法施行条例 第 2 条第 1 項 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 1	法令		3	福祉保健 センター 生活衛生 課	旅館業の営 業の承継承 認 (合併又は 分割)	旅館業法	第 3 条 の 3 第 1 項	・旅館業法 第 3 条第 2 項 (申請者に係る部 分に限る)、第 3 項 第 3 条の 3 第 2 項 第 8 条 ・旅館業法施行規則 第 1 条の 2 ・旅館業法施行条例 第 2 条第 1 項 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 1	法令	

No.	課等名称 (経由機 関) A	許認可等事 項名 B	根拠法令 C	根拠条 項 D	審 査 基 準 E	設定等 区分 F	申請される方の 参考となる事項 G	No.	課等名称 (経由機 関) A	許認可等事 項名 B	根拠法令 C	根拠条 項 D	審 査 基 準 E	設定等 区分 F	申請される方の 参考となる事項 G
					○申請書類 ・旅館業法施行規則 第2条 ・旅館業法施行細則 第9条 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 10、11								○申請書類 ・旅館業法施行規則 第2条 ・旅館業法施行細則 第9条 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 14、15		
3	福祉保健 センター 生活衛生 課	旅館業の地 位の承継承 認 (相続)	旅館業法	第3条 の3第 1項	・旅館業法 第3条第2項(申請者に係る部 分に限る)、第3項 第3条の3第2項から第4項 まで 第8条 ・旅館業法施行規則 第1条の2 ・旅館業法施行条例 第2条第1項 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 1	法令		4	福祉保健 センター 生活衛生 課	旅館業の営 業の承継承 (相続)	旅館業法	第3条 の4第 1項	・旅館業法 第3条第2項(申請者に係る部 分に限る)、第3項 第3条の4第2項から第4項 まで 第8条 ・旅館業法施行規則 第1条の2 ・旅館業法施行条例 第2条第1項 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 1	法令	
	(省略)				○申請書類 ・旅館業法施行規則 第3条 ・旅館業法施行細則 第10条 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 13、14				(省略)				○申請書類 ・旅館業法施行規則 第3条 ・旅館業法施行細則 第10条 ・旅館業法施行条例等の 運用上留意すべき事項 17、18		
	【審査基準】 ○旅館業法(昭和23年7月12日 法律第138号)								【審査基準】 ○旅館業法(昭和23年7月12日 法律第138号)						
	(省略)								(省略)						

第8条 (省略)

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条又は第182条の罪  
(2)から(4)まで省略

(省略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

(1 省略)

5 旅館業の施設の構造設備の基準(条例別表第2から別表第4まで)

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

(省略)	(省略)
宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	<p>((1)及び(2)省略)</p> <p>(3) (1)及び(2)にいう宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、次の設備が設けられていること。</p> <p>ア 宿泊しようとする者の情報(顔、旅券等の身分証明書の鮮明な画像を含む)を取得する設備</p> <p>イ アにより取得した宿泊しようとする者の情報(顔、旅券等の身分証明書の鮮明な画像を含む)を確認する設備</p> <p>((4)から(6)まで省略)</p>
(省略)	(省略)

(6及び7省略)

【申請書類】

○旅館業法施行規則(昭和23年7月24日 厚生省令第28号)

第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、法第3条第1項の許可を受けて

第8条 (省略)

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条、第182条又は第183条の罪  
(2)から(4)まで省略

(5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)第2章に規定する罪

(省略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

(1 省略)

5 旅館業の施設の構造設備の基準(条例別表第2から別表第4まで)

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

(省略)	(省略)
宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	<p>((1)及び(2)省略)</p> <p>(3) (1)及び(2)にいう宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、次の設備が設けられていること。</p> <p>ア 宿泊しようとする者の情報(顔、旅券等の本人確認書類の鮮明な画像を含む)を取得する設備</p> <p>イ アにより取得した宿泊しようとする者の情報(顔、旅券等の本人確認書類の鮮明な画像を含む)を確認する設備</p> <p>((4)から(6)まで省略)</p>
(省略)	(省略)

(6及び7省略)

【申請書類】

○旅館業法施行規則(昭和23年7月24日 厚生省令第28号)

第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)に提出しなければならない。

旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

(1) から(6)まで省略

(7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨

2 前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。ただし、営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、当該図面の添付を省略することができる。

○横浜市旅館業法施行細則（昭和61年6月23日 横浜市規則 第66号）

第2条 省令第1条第1項に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書（第1号様式）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第4号から第11号までに掲げる書類（第8号に掲げる書類については、構造設備に係るものに限る。）については、旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受ける場合であって旅館業の施設の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(1)から(12)まで省略

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

(8省略)

9 旅館業営業許可申請書の添付書類（細則第2条第2項）

(1) 旅館業法施行規則（以下「省令」という。）第1条第2項ただし書、細則第2条ただし書について（細則第2条第2項第4号から第12号まで）

細則第2条第2項第4号から第11号までに掲げる書類（第8号に掲げる書類については構造設備に係るものに限る。）及びその他保健所長が認める書類（12号）のうち(5)から(7)までの構造設備に係る書類については、旅館業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって旅館業を営む者が申請（届出）した内容から細則第11条第1項に規定する事項のうち構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。

ただし、旅館業を営む者が申請（届出）した際と現行の構造設備基準が変わっており

(1) から(6)まで省略

((7)削除)

2 前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。

○横浜市旅館業法施行細則（昭和61年6月23日 横浜市規則 第66号）

第2条 省令第1条第1項に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書（第1号様式）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)から(12)まで省略

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

(8省略)

9 旅館業営業許可申請書の添付書類（細則第2条第2項）

((1)削除)

審査できない場合その他の構造設備に変更がないことが確認できないときは、書類の添付を省略することはできない。

(2) (省略)

(省略)	(省略)
その他保健所長が必要と認める書類 (第12号)	次に掲げるものとする。 <u>なお、次に掲げる(5)から(7)までの構造設備に係る書類については、旅館業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって旅館業を営む者が申請(届出)した内容から細則第11条第1項に規定する事項のうち構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。</u> ただし、 <u>旅館業を営む者が申請(届出)した際と現行の構造設備基準が変わっており審査できない場合その他の構造設備に変更がないことが確認できないときは、書類の添付を省略することはできない。</u> (3) 給水設備関係等の書類 ア 水道水以外を飲料水として供給する場合は、次の書類。 (イ) 専用水道に該当する場合は、横浜市専用水道及び簡易専用水道に関する事務取扱要綱第3条第1項第1号に規定する専用水道布設工事適合確認通知書の写し。ただし、 <u>譲渡等に係る営業許可申請(以下「譲渡等」という。)</u> で水道法附則(平成13年法律第100号)第2条第4項に規定する施設であり、かつ、給水設備の変更がないものについては、この限りでない。 (ロ) 簡易給水水道に該当する場合は、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道に関する事務取扱要綱第3条第1項第1号に規定する簡易給水水道布設工事適合確認通知書の写し。ただし、 <u>譲渡等</u> で横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例附則(平成3年12月条例第56号)第2項に規定する施設であり、かつ、給水設備の変更がないものについては、この限りでない。

(番号削除) (省略)

(省略)	(省略)
その他保健所長が必要と認める書類 (第12号)	次に掲げるものとする。 <u>(削除)</u>  (3) 給水設備関係等の書類 ア 水道水以外を飲料水として供給する場合は、次の書類。 (イ) 専用水道に該当する場合は、横浜市専用水道及び簡易専用水道に関する事務取扱要綱第3条第1項第1号に規定する専用水道布設工事適合確認通知書の写し。ただし、 <u>既存施設を利用する営業許可申請</u> で水道法附則(平成13年法律第100号)第2条第4項に規定する施設であり、かつ、給水設備の変更がないものについては、この限りでない。 (ロ) 簡易給水水道に該当する場合は、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道に関する事務取扱要綱第3条第1項第1号に規定する簡易給水水道布設工事適合確認通知書の写し。ただし、 <u>既存施設を利用する営業許可申請</u> で横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例附則(平成3年12月条例第56号)第2項に規定する施設であり、かつ、給水設備の変更がないものについては、この限り

<p>イ 入浴設備にあつて、水道水若しくは専用水道、同条第7項に規定する簡易専用水道、簡易給水水道又は横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第2条第6号に規定する小規模受水槽水道以外の水を原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する場合は、細則第5条第1項に定める項目に関する水質検査成績書の写し（<u>原本確認</u>）</p> <p>（(5)から(8)省略）</p> <p><u>(9) 細則第2条第2項ただし書の譲渡を行った場合は、次の内容が記載された、譲渡されることを証する書類</u></p> <p>ア <u>旅館業の営業を譲渡する者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</u></p> <p>イ <u>旅館業の営業を譲り受ける者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</u></p> <p>ウ <u>旅館業の営業を譲り受ける予定の日</u></p> <p>エ <u>譲り受ける旅館業の施設所在地</u></p> <p>オ <u>譲り受ける旅館業の施設名称</u></p> <p><u>(10) 細則第2条第2項第4号から第11号までに掲げる書類（第8号に掲げる書類については、構造設備に係るものに限る。）のうち細則第2条第2項ただし書規定の適用を受け、当表の第12号(5)から(7)までに掲げる書類については、省令第1条第2項ただし書の適用を受け申請するときで、変更がない書類の添付を省略する場合は、以下の内容が記載された書類</u></p> <p>ア <u>細則第2条第2項第4号から第11号までに掲げる書類及び第12号に掲げる書類のうち、添付を省略する書類の名称</u></p> <p>イ <u>添付を省略する書類について、細則第11条第1項に規定する事項の変更がない旨</u></p> <p>ウ <u>添付を省略した書類について、変更があったことが明らかになったときは、添付を省略した書類を提出する旨</u></p>	<p>でない。</p> <p>イ 入浴設備にあつて、水道水若しくは専用水道、同条第7項に規定する簡易専用水道、簡易給水水道又は横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第2条第6号に規定する小規模受水槽水道以外の水を原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する場合は、細則第5条第1項に定める項目に関する水質検査成績書の写し</p> <p>（(5)から(8)省略）</p> <p><u>(9)及び(10)削除</u></p>
--	--

(省略)

【申請される方の参考となる事項】

(省略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

3 衛生措置等の基準 (条例別表第1)

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

宿泊しようとする者との面接 (別表第1第1項)	鍵の授受、宿泊者名簿の記載、又は料金の受渡し等を行い、 <u>法第5条</u> の宿泊拒否事由にあたらぬかを宿泊前に直接対面し、確認すること。
玄関帳場を設けない施設において宿泊しようとする者の確認を適切に行うことができる場合 (別表第1第1項)	宿泊者名簿の正確な記載を行うとともに、宿泊しようとする者の顔、旅券等の <u>身分証明書</u> を宿泊前に確認し、 <u>法第5条</u> の宿泊拒否事由にあたらぬことについても確認すること。 宿泊しようとする者の確認を適切に行ったうえで、客室の鍵の受渡しを行うこと。 また、当該施設の入口に設置したビデオカメラ等により、宿泊者以外の者の出入りの確認を同時に行うこと。
保管設備 (別表第1第6項)	(省略)

(4省略)

9 旅館業営業許可申請書の添付書類 (細則第2条第2項)

その他保健所長が必要と認める書類 (第12号)	次に掲げるものとする。 (1) 建築確認済証及び検査済証の写し ( <u>原本確認</u> )。 ただし、建築確認済証及び検査済証の写しが添付できない場合は、当該施設が建築基準法上、適法であることを証明する書類又は建築確認済証及び建築検査済証の写しが添付できない理由書等を作成し添付すること。 (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火安全対策の強化
----------------------------	--

(省略)

【申請される方の参考となる事項】

(省略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

3 衛生措置等の基準 (条例別表第1)

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

宿泊しようとする者との面接 (別表第1第1項)	鍵の授受、宿泊者名簿の記載、又は料金の受渡し等を行い、 <u>法第5条第1項</u> の宿泊拒否事由にあたらぬかを宿泊前に直接対面し、確認すること。
玄関帳場を設けない施設において宿泊しようとする者の確認を適切に行うことができる場合 (別表第1第1項)	宿泊者名簿の正確な記載を行うとともに、宿泊しようとする者の顔、旅券等の <u>本人確認書類</u> を宿泊前に確認し、 <u>法第5条第1項</u> の宿泊拒否事由にあたらぬことについても確認すること。 宿泊しようとする者の確認を適切に行ったうえで、客室の鍵の受渡しを行うこと。 また、当該施設の入口に設置したビデオカメラ等により、宿泊者以外の者の出入りの確認を同時に行うこと。
保管設備 (別表第1第6項)	(省略)

(4省略)

9 旅館業営業許可申請書の添付書類 (細則第2条第2項)

その他保健所長が必要と認める書類 (第12号)	次に掲げるものとする。 (1) 建築確認済証及び検査済証の写し ただし、建築確認済証及び検査済証の写しが添付できない場合は、当該施設が建築基準法上、適法であることを証明する書類又は建築確認済証及び建築検査済証の写しが添付できない理由書等を作成し添付すること。 (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火安全対策の強化
----------------------------	---



の改正について」(平成16年3月30日衛生活第489号)に基づき、  
消防法令適合通知書交付申請の対象となる営業許可申請にあって  
は、消防法令適合通知書の写し (原本確認)  
(4) 省略

の改正について」(平成16年3月30日衛生活第489号)に基づき、  
消防法令適合通知書交付申請の対象となる営業許可申請にあって  
は、消防法令適合通知書の写し  
(4) 省略

(新設)

## 2 旅館業の営業の承継承認(譲渡)

### 【根拠法令】

○旅館業法(昭和23年7月12日 法律第138号)

第3条の2 前条第1項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。

### 【審査基準】

○旅館業法(昭和23年7月12日 法律第138号)

#### 第3条

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分を違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者
- (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年

を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）

(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

(7) 法人であつて、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第1条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

### 第3条の2

2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

第8条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条第2項各号（第4号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人であ

る場合におけるその代表者を含む。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条、第182条又は第183条の罪

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する罪(同法第2条第4項の接待飲食等営業及び同条第11項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。)

(3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪

(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2章に規定する。

(5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)第2章に規定する罪

○旅館業法施行規則(昭和23年7月24日 厚生省令第28号)

第1条の2 法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

○横浜市旅館業法施行条例(平成15年2月25日 条例第2号)

第2条 法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する公民館

(4) 少年院法(昭和26年法律第58号)第3条に規定する少年院

(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校

(6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

(7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

1 社会教育施設等（条例第2条第1項第7号）

(1) 青少年の健全な育成を図るための施設

青少年の自主活動を主とする集団生活と余暇の善用を図ること、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにすること等を目的とした施設であり、青少年総合センター、青年の家、少年自然の家、ユースホステル、その他これらに類似した施設で主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設をいう。

(2) スポーツ施設

体育館、水泳プール、運動場（陸上競技場、野球場、球技場、運動広場）、野外活動施設（キャンプ場、スケート場等）、テニスコート、柔剣道場、その他の社会教育法第2条の規定を達するための施設で、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設をいう。

(3) その他の施設

児童福祉法第40条の規定に基づく児童館以外の児童館、及び児童福祉法第40条の規定に基づく児童遊園以外のもので、市町村が条例、規則又は要綱で設置したもので、かつ、管理を実施している児童遊園をいう。

**【申請書類】**

○旅館業法施行規則（昭和23年7月24日 厚生省令第28号）

第1条の3 法第3条の2第1項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(1) 譲受人の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）

(2) 譲渡人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）

(3) 譲渡の予定年月日

(4) 営業施設の名称及び所在地

(5) 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 旅館業の譲渡を証する書類

(2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

○横浜市旅館業法施行細則（昭和61年6月23日 横浜市規則第66号）

第8条の2 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業営業譲渡承継承認申請書（第3号様式）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 旅館業の譲渡を証する書類

(2) 譲受人が法人の場合は、譲受人の定款又はこれに準ずる書類の写し

(3) その他保健所長が必要と認める書類

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

10 旅館業の営業の譲渡承継承認申請書記載事項（細則第8条の2第1項）

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

承認申請の時期	事業譲渡を行う前 ※譲渡の効力が承認より前に発生する場合、承認制度は適用されず、新規の許可を要することとなる。
申請者	譲渡する予定の者と譲り受ける予定の者の連名の申請書を提出すること。
譲渡予定年月日	「譲渡予定年月日」は、「旅館業の譲渡を証する書類」で確認する。

11 旅館業の営業の譲渡承継承認申請書の添付書類（細則第8条の2第2項）

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

なお、次表のその他保健所長が認める書類は、法第3条の2第2項の規定のうち法第3条第4項を準用する場合に添付することとする。

旅館業の譲渡を証する書類	譲渡が完了したことを証する書類ではなく、今後譲渡する旨を証する書類（基本的には、譲渡契約書、両名による覚書等の写し等）であること。 当該書類においては、当事者による譲渡の意思、譲渡の事実及び譲
--------------	---

	<p><u>渡の効力発生日が最低限確認できるものである必要がある。</u></p> <p><u>個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。</u></p>
<p><u>譲受人の定款又はこれに準ずる書類の写し</u></p>	<p><u>事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続を経た正式のものでなければならないこと。このため、譲渡について認可が必要な場合にあってはその認可後のものでなければならないこと。</u></p> <p><u>また、「これに準ずる書類」とは、法人の類型別の基本的約款とする。</u></p>
<p><u>その他保健所長が必要と認める書類</u></p>	<p><u>(1) 旅館業の施設の敷地の境界線から200メートル以内の見取図</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細則第2条第2項2号の書類と同じ。</li> </ul> <p><u>(2) 旅館業施設の4面の立面図（建物の色相、彩度及び明度をマンセル表色系で表示したもの）又は施設の外觀が鮮明に分かる当該施設の現況の写真</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設の4面の立面図」は、細則第2条第2項第6号の書類と同じ。</li> </ul> <p><u>(3) 屋外広告物の形状、規模、色調（色相、彩度及び明度をマンセル表色系で表示したもの）、表示方法及び設置場所を明らかにした図面又は屋外広告物が鮮明に分かる当該屋外広告物の現況の写真</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「屋外広告物の形状、規模、色調（色相、彩度及び明度をマンセル表色系で表示したもの）、表示方法及び設置場所を明らかにした図面」は細則第2条第2項第10号の書類と同じ。</li> </ul>

## 2 旅館業の地位の承継承認（合併又は分割）

### 【根拠法令】

○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号）

第3条の2 前条第1項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において

## 3 旅館業の営業の承継承認（合併又は分割）

### 【根拠法令】

○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号）

第3条の3 営業者たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたとき

て当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

#### 【審査基準】

○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号）

（第3条省略）

#### 第3条の2

2 前条第2項（申請者に係る部分に限る。）及び第3項から第6項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。

第8条（省略）

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条又は第182条の罪

((2)から(4)まで省略)

(省略)

#### 【申請書類】

○旅館業法施行規則（昭和23年7月24日 厚生省令第28号）

第2条 法第3条の2第1項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

((1)から(4)まで及び2省略)

○横浜市旅館業法施行細則（昭和61年6月23日 横浜市規則第66号）

第9条 省令第2条第1項に規定する申請書は、旅館業営業合併・分割承継承認申請書（第4号様式）とする。

(2省略)

は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

#### 【審査基準】

○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号）

（第3条省略）

#### 第3条の3

2 第3条第2項（申請者に係る部分に限る。）及び第3項から第6項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。

第8条（省略）

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条、第182条又は第183条の罪

((2)から(4)まで省略)

(5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2章に規定する罪

(省略)

#### 【申請書類】

○旅館業法施行規則（昭和23年7月24日 厚生省令第28号）

第2条 法第3条の3第1項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

((1)から(4)まで及び2省略)

○横浜市旅館業法施行細則（昭和61年6月23日 横浜市規則第66号）

第9条 省令第2条第1項に規定する申請書は、旅館業営業合併・分割承継承認申請書（第4号様式）とする。

(2省略)

○横浜市旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

10 旅館業の営業の合併・分割承継承認申請書記載事項（細則第9条第1項）

（省略）

11 旅館業の営業の合併・分割承継承認申請書の添付書類（細則第9条第2項）

その他保健所長が必要と認める書類（第2号）については、(1)から(4)までのとおりとする。

なお、その他保健所長が必要と認める書類のうち(2)から(4)までの書類は、法第3条の2第2項の規定のうち法第3条第4項を準用する場合に添付することとする。

((1)から(4)まで省略)

3 旅館業の地位の承継承認（相続）

【根拠法令】

○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号）

第3条の3 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

て、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

【審査基準】

○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号）

（第3条省略）

第3条の3 （省略）

第8条 （省略）

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条又は第182条の罪

((2)から(4)まで省略)

（省略）

【申請書類】

○横浜市旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

14 旅館業の営業の合併・分割承継承認申請書記載事項（細則第9条第1項）

（省略）

15 旅館業の営業の合併・分割承継承認申請書の添付書類（細則第9条第2項）

その他保健所長が必要と認める書類（第2号）については、(1)から(4)までのとおりとする。

なお、その他保健所長が必要と認める書類のうち(2)から(4)までの書類は、法第3条の3第2項の規定のうち法第3条第4項を準用する場合に添付することとする。

((1)から(4)まで省略)

4 旅館業の営業の承継承認（相続）

【根拠法令】

○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号）

第3条の4 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

て、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

【審査基準】

○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号）

（第3条省略）

第3条の4 （省略）

第8条 （省略）

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条、第182条又は第183条の罪

((2)から(4)まで省略)

(5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2章に規定する罪

（省略）

【申請書類】



○旅館業法施行規則（昭和23年7月24日 厚生省令 第28号）

第3条 法第3条の3第1項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（(1)から(5)まで及び2省略）

（省略）

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

13 旅館業の営業の相続承継承認申請書記載事項（細則第10条第1項）

（省略）

14 旅館業の営業の相続承継承認申請書の添付書類（細則第10条第2項）

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

なお、次表のその他保健所長が必要と認める書類のうち(4)～(6)の書類は、法第3条の3第3項の規定のうち、法第3条第4項を準用する場合に添付することとする。

（以下省略）

○旅館業法施行規則（昭和23年7月24日 厚生省令 第28号）

第3条 法第3条の4第1項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（(1)から(5)まで及び2省略）

（省略）

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

17 旅館業の営業の相続承継承認申請書記載事項（細則第10条第1項）

（省略）

18 旅館業の営業の相続承継承認申請書の添付書類（細則第10条第2項）

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

なお、次表のその他保健所長が必要と認める書類のうち(4)～(6)の書類は、法第3条の4第3項の規定のうち、法第3条第4項を準用する場合に添付することとする。

（以下省略）

興行場の営業許可に関する審査基準 新旧対照表

現行								改正後							
No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G	No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G
1	福祉保健センター生活衛生課	興行場の営業の許可	興行場法	第2条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場法第2条第2項</li> <li>・興行場法施行条例第2条第3条第4条第1項第3号第5条第6条</li> <li>・興行場法施行細則第6条から第9条まで</li> <li>・興行場法施行条例等の運用について運用上留意すべき事項1、2、4</li> </ul> <p>○申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場法施行細則第2条</li> <li>・興行場法施行条例等の運用について運用上留意すべき事項</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場法第3条</li> <li>・興行場法施行条例第4条(第1項第3号を除く)</li> <li>・興行場法施行条例等の運用について運用上留意すべき事項3、5(2)</li> <li>イ(第7号(1)、(2))</li> </ul>	1	福祉保健センター生活衛生課	興行場の営業の許可	興行場法	第2条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場法第2条第2項</li> <li>・興行場法施行条例第2条第3条第4条第1項第3号第5条第6条</li> <li>・興行場法施行細則第6条から第9条まで</li> <li>・興行場法施行条例等の運用について運用上留意すべき事項1、2、4</li> </ul> <p>○申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場法施行細則第2条</li> <li>・興行場法施行条例等の運用について運用上留意すべき事項</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場法第3条</li> <li>・興行場法施行条例第4条(第1項第3号を除く)</li> <li>・興行場法施行条例等の運用について運用上留意すべき事項3、5(2)</li> <li>(その他保健所長が必要と認める書類については、(1)、(2))</li> </ul>

	5 (1)、(2)ア、イ(第7号(1)、(2)を除く)		5 (1)、(2)(その他保健所長が必要と認める書類については、(3)のみ)
<p><b>【申請書類】</b></p> <p>○興行場法施行細則（昭和 59 年 9 月 29 日横浜市規則第 92 号） （興行場の営業の許可）</p> <p>第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により興行場の営業の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（第 1 号様式）を保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる書類については、興行場の営業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって興行場の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。</u></p> <p>（(1)から(7)まで省略）</p>	<p><b>【申請書類】</b></p> <p>○興行場法施行細則（昭和 59 年 9 月 29 日横浜市規則第 92 号） （興行場の営業の許可）</p> <p>第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により興行場の営業の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（第 1 号様式）を保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（(1)から(7)まで省略）</p>		
<p>○興行場法施行条例等の運用について 運用上留意すべき事項</p> <p>5 興行場法施行細則の運用について</p> <p>(1) 興行場の営業の許可（細則第 2 条） （省略）</p> <p>(2) 興行場営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項） ア <u>細則第 2 条第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる書類については、興行場の営業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって興行場の営業を営む者が申請（届出）した内容から細則第 3 条第 1 項に規定する事項のうち構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。ただし、興行場の営業を営む者が申請（届出）した際と現行の構造設備基準が変わっていて審査できない場合その他の構造設備に変更がないことが確認できないときは、書類の添付を省略することはできない。</u></p>	<p>○興行場法施行条例等の運用について 運用上留意すべき事項</p> <p>5 興行場法施行細則の運用について</p> <p>(1) 興行場の営業の許可（細則第 2 条） （省略）</p> <p>(2) 興行場営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項） （ア 削除）</p>		

イ 添付書類は、申請書に添付するほか、第2条第2項第2号から第6号までに掲げる書類は、台帳用にも1部提出する。

(第2号から第6号まで省略)	(省略)
その他保健所長が必要と認める書類 (第7号)	<p>(3) 仮設興行場の営業許可申請においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第6項若しくは第7項又は第87条の3第6項若しくは第7項の規定による許可を受けたときは、その許可期間が確認できる書類の写し（<u>原本確認</u>）。</p> <p>(4) <u>細則第2条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合は、次の内容が記載された、譲渡されることを証する書類。</u></p> <p>ア <u>興行場の営業を譲渡する者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</u></p> <p>イ <u>興行場の営業を譲り受ける者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</u></p> <p>ウ <u>興行場の営業を譲り受ける予定の日</u></p> <p>エ <u>譲り受ける興行場の施設所在地</u></p> <p>オ <u>譲り受ける興行場の施設名称</u></p> <p>(5) <u>細則第2条第2項第3号、第4号及び第6号に掲げる書類のうち、細則第2条第2項ただし書の規定の適用を受け、変更がない書類の添付を省略する場合</u></p>

添付書類は、申請書に添付するほか、第2条第2項第2号から第6号までに掲げる書類は、台帳用にも1部提出する。

(第2号から第6号まで省略)	(省略)
その他保健所長が必要と認める書類 (第7号)	<p>(3) 仮設興行場の営業許可申請においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第6項若しくは第7項又は第87条の3第6項若しくは第7項の規定による許可を受けたときは、その許可期間が確認できる書類の写し。</p> <p>((4)及び(5) 削除)</p>

	<p>は、  <u>以下の内容が記載された書類。</u>  <u>ア 細則第2条第2項第3号、第4号及び第6号</u>  <u>に掲</u>  <u>げる書類のうち、添付を省略する書類の名称</u>  <u>イ 添付を省略する書類について、細則第3条第</u>  <u>1項に規定する事項の変更がない旨</u>  <u>ウ 添付を省略した書類について、変更があった</u>  <u>ことが明らかになったときは、添付を省略した書</u>  <u>類を提出する旨</u></p>		
--	---	--	--

<p><b>【申請される方の参考となる事項】</b>  ○興行場法施行条例等の運用について  運用上留意すべき事項  5 興行場法施行細則の運用について  (2) 興行場営業許可申請書の添付書類（細則第2条第2項）  <u>イ</u></p> <table border="1" data-bbox="165 874 1093 1214"> <tr> <td data-bbox="165 874 376 1214"> <p>その他保健所  長が必要と認  める書類(第7  号)</p> </td> <td data-bbox="376 874 1093 1214"> <p>(1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建  築確認済証、建築検査済証の写し <u>(原本確認)</u>。  (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火  安全対策の強化の改正について」(平成16年3月30  日衛生活第489号)に基づき、消防法令適合通知書  交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消  防法令適合通知書の写し <u>(原本確認)</u>。</p> </td> </tr> </table>	<p>その他保健所  長が必要と認  める書類(第7  号)</p>	<p>(1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建  築確認済証、建築検査済証の写し <u>(原本確認)</u>。  (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火  安全対策の強化の改正について」(平成16年3月30  日衛生活第489号)に基づき、消防法令適合通知書  交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消  防法令適合通知書の写し <u>(原本確認)</u>。</p>	<p><b>【申請される方の参考となる事項】</b>  ○興行場法施行条例等の運用について  運用上留意すべき事項  5 興行場法施行細則の運用について  (2) 興行場営業許可申請書の添付書類（細則第2条第2項）  (イ 削除)</p> <table border="1" data-bbox="1191 874 2119 1214"> <tr> <td data-bbox="1191 874 1402 1214"> <p>その他保健所  長が必要と認  める書類(第7  号)</p> </td> <td data-bbox="1402 874 2119 1214"> <p>(1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建  築確認済証、建築検査済証の写し。  (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火  安全対策の強化の改正について」(平成16年3月30  日衛生活第489号)に基づき、消防法令適合通知書  交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消  防法令適合通知書の写し。</p> </td> </tr> </table>	<p>その他保健所  長が必要と認  める書類(第7  号)</p>	<p>(1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建  築確認済証、建築検査済証の写し。  (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火  安全対策の強化の改正について」(平成16年3月30  日衛生活第489号)に基づき、消防法令適合通知書  交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消  防法令適合通知書の写し。</p>
<p>その他保健所  長が必要と認  める書類(第7  号)</p>	<p>(1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建  築確認済証、建築検査済証の写し <u>(原本確認)</u>。  (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火  安全対策の強化の改正について」(平成16年3月30  日衛生活第489号)に基づき、消防法令適合通知書  交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消  防法令適合通知書の写し <u>(原本確認)</u>。</p>				
<p>その他保健所  長が必要と認  める書類(第7  号)</p>	<p>(1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建  築確認済証、建築検査済証の写し。  (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火  安全対策の強化の改正について」(平成16年3月30  日衛生活第489号)に基づき、消防法令適合通知書  交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消  防法令適合通知書の写し。</p>				

公衆浴場の営業の許可・患者に対する入浴の許可に関する審査基準 新旧対照表

現行								改正後							
No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G	No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G
1	区福祉保健センター生活衛生課	公衆浴場営業許可	公衆浴場法	第2条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆浴場法第2条第2項から第4項まで第3条</li> <li>公衆浴場法施行条例第3条第4条</li> <li>公衆浴場法施行条例別表第1第1項別表第2第1項別表第3第1項</li> <li>公衆浴場法施行条例等の運用について2(1)から(7)まで、(14)から(19)まで、(21)</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆浴場法施行条例第2条別表第1第2項別表第2第2項別表第3第2項</li> <li>公衆浴場法施行細則第12条第13条第14条</li> <li>公衆浴場法施行条例等の運用について2(8)から(13)まで、(20)</li> <li>4(1)イ(第11号(1)から(4)まで)、(10)、(11)</li> </ul>	1	区福祉保健センター生活衛生課	公衆浴場営業許可	公衆浴場法	第2条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆浴場法第2条第2項から第4項まで第3条</li> <li>公衆浴場法施行条例第3条第4条</li> <li>公衆浴場法施行条例別表第1第1項別表第2第1項別表第3第1項</li> <li>公衆浴場法施行条例等の運用について2(1)から(7)まで、(14)から(19)まで、(21)</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆浴場法施行条例第2条別表第1第2項別表第2第2項別表第3第2項</li> <li>公衆浴場法施行細則第12条第13条第14条</li> <li>公衆浴場法施行条例等の運用について2(8)から(13)まで、(20)</li> <li>4(1)イ(第11号(1)から(4)まで)、(11)、(12)</li> </ul>

					条例等の運用について 4(1)(ウ第11号(1)から(4)までを除く)、(12)(許可申請時期)						条例等の運用について 4(1)(イ第11号(1)から(4)までを除く)、(13)(許可申請時期)			
2	区福祉保健センター生活衛生課	患者に対する入浴の許可	公衆浴場法	第4条	・公衆浴場法施行規則 第5条 患者入浴許可申請書類 ・公衆浴場法施行細則 第11条 ・公衆浴場法施行条例等の運用について 4(9)			2	区福祉保健センター生活衛生課	患者に対する入浴の許可	公衆浴場法	第4条	・公衆浴場法施行規則 第5条 患者入浴許可申請書類 ・公衆浴場法施行細則 第11条 ・公衆浴場法施行条例等の運用について 4(10)	

1 公衆浴場営業許可 (省略) <b>【営業許可申請書類】</b> ○公衆浴場法施行規則(昭和23年7月24日厚生省令第27号) 第1条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)に提出しなければならない。 <u>ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</u> ((1)から(5)まで省略) <u>(6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨</u>	1 公衆浴場営業許可 (省略) <b>【営業許可申請書類】</b> ○公衆浴場法施行規則(昭和23年7月24日厚生省令第27号) 第1条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)に提出しなければならない。 ((1)から(5)まで省略) ((6) 削除)
--	---

<p>○公衆浴場法施行細則（昭和 61 年 6 月 23 日横浜市規則第 67 号） （公衆浴場の営業の許可）</p> <p>第 2 条 省令第 1 条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（第 1 号様式）とする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、第 3 号から第 6 号までに掲げる書類については、公衆浴場の営業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって公衆浴場の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。</u></p> <p>（(1)から(11)まで省略）</p>	<p>○公衆浴場法施行細則（昭和 61 年 6 月 23 日横浜市規則第 67 号） （公衆浴場の営業の許可）</p> <p>第 2 条 省令第 1 条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（第 1 号様式）とする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（(1)から(11)まで省略）</p>								
<p>○公衆浴場法施行条例等の運用について</p> <p>4 細則の運用について（細則第 2 条）</p> <p>(1) 公衆浴場の営業の許可</p> <p>ア 公衆浴場営業許可申請書記載事項（第 1 号様式） （表 省略）</p> <p>イ 公衆浴場の構造設備に変更がないとき（細則第 2 条第 2 項） 細則第 2 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類については、公衆浴場の営業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって公衆浴場の営業を営む者が申請（届出）した内容から細則第 7 条第 1 項に規定する事項のうち構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。ただし、公衆浴場の営業を営む者が申請（届出）した際と現行の構造設備基準が変わっていて審査できない場合その他の構造設備に変更がないことが確認できないときは、書類の添付を省略することはできない。</p> <p>ウ 公衆浴場営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項） （本文省略）</p> <table border="1" data-bbox="190 1257 1108 1449"> <tr> <td data-bbox="190 1257 459 1356">（第 2 号から第 10 号まで省略）</td> <td data-bbox="459 1257 1108 1356">（省略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 1356 459 1449">その他保健所長が必要と認める書類</td> <td data-bbox="459 1356 1108 1449"><u>(5) 細則第 2 条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合は、次の内容が記載された、譲渡される</u></td> </tr> </table>	（第 2 号から第 10 号まで省略）	（省略）	その他保健所長が必要と認める書類	<u>(5) 細則第 2 条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合は、次の内容が記載された、譲渡される</u>	<p>○公衆浴場法施行条例等の運用について</p> <p>4 細則の運用について（細則第 2 条）</p> <p>(1) 公衆浴場の営業の許可</p> <p>ア 公衆浴場営業許可申請書記載事項（第 1 号様式） （表 省略）</p> <p>（イ 削除）</p> <p>イ 公衆浴場営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項） （本文省略）</p> <table border="1" data-bbox="1220 1257 2150 1449"> <tr> <td data-bbox="1220 1257 1489 1356">（第 2 号から第 10 号省略まで）</td> <td data-bbox="1489 1257 2150 1356">（省略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1356 1489 1449">その他保健所長が必要と認める書類</td> <td data-bbox="1489 1356 2150 1449">（(5)及び(6)削除）</td> </tr> </table>	（第 2 号から第 10 号省略まで）	（省略）	その他保健所長が必要と認める書類	（(5)及び(6)削除）
（第 2 号から第 10 号まで省略）	（省略）								
その他保健所長が必要と認める書類	<u>(5) 細則第 2 条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合は、次の内容が記載された、譲渡される</u>								
（第 2 号から第 10 号省略まで）	（省略）								
その他保健所長が必要と認める書類	（(5)及び(6)削除）								



<p>(第 11 号)</p>	<p><u>ことを証する書類。</u></p> <p><u>ア 公衆浴場の営業を譲渡する者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</u></p> <p><u>イ 公衆浴場の営業を譲り受ける者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</u></p> <p><u>ウ 公衆浴場の営業を譲り受ける予定の日</u></p> <p><u>エ 譲り受ける公衆浴場の施設所在地</u></p> <p><u>オ 譲り受ける公衆浴場の施設名称</u></p> <p><u>(6) 細則第 2 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類のうち、細則第 2 条第 2 項ただし書の規定の適用を受け、変更がない書類の添付を省略する場合は、以下の内容が記載された書類。</u></p> <p><u>ア 細則第 2 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類のうち、添付を省略する書類の名称</u></p> <p><u>イ 添付を省略する書類について、細則第 7 条第 1 項に規定する事項の変更がない旨</u></p> <p><u>ウ 添付を省略した書類について、変更があったことが明らかになったときは、添付を省略した書類を提出する旨</u></p> <p><u>(7) (省略)</u></p>	<p>(第 11 号)</p>	<p><u>(5) (省略)</u></p>
<p><u>(12) その他</u> (表 省略)</p>		<p><u>(13) その他</u> (表 省略)</p>	
<p><b>【申請される方の参考となる事項】</b> (省略) ○公衆浴場法施行条例等の運用について (省略) 4 細則の運用について</p>		<p><b>【申請される方の参考となる事項】</b> (省略) ○公衆浴場法施行条例等の運用について (省略) 4 細則の運用について</p>	

<p>(1) 公衆浴場の営業の許可（細則第2条） ウ（省略）</p> <table border="1" data-bbox="112 194 1102 632"> <tr> <td data-bbox="112 194 430 632"> <p>その他保健所長が必要と認める書類（第11号）</p> </td> <td data-bbox="430 194 1102 632"> <p>次に掲げるものとする (1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建築確認済証、建築検査済証の写し（<u>原本確認</u>）。 (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火安全対策の強化の改正について」（平成16年3月30日衛生活第489号）に基づき、消防法令適合通知書交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消防法令適合通知書の写し（<u>原本確認</u>）。 (3) 及び(4)省略</p> </td> </tr> </table> <p><u>(10)</u> 浴槽水等の水質基準（細則第12条第1項及び第2項） （省略）</p>	<p>その他保健所長が必要と認める書類（第11号）</p>	<p>次に掲げるものとする (1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建築確認済証、建築検査済証の写し（<u>原本確認</u>）。 (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火安全対策の強化の改正について」（平成16年3月30日衛生活第489号）に基づき、消防法令適合通知書交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消防法令適合通知書の写し（<u>原本確認</u>）。 (3) 及び(4)省略</p>	<p>(1) 公衆浴場の営業の許可（細則第2条） ウ（省略）</p> <table border="1" data-bbox="1133 194 2123 632"> <tr> <td data-bbox="1133 194 1451 632"> <p>その他保健所長が必要と認める書類（第11号）</p> </td> <td data-bbox="1451 194 2123 632"> <p>次に掲げるものとする (1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建築確認済証、建築検査済証の写し。 (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火安全対策の強化の改正について」（平成16年3月30日衛生活第489号）に基づき、消防法令適合通知書交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消防法令適合通知書の写し。 (3) 及び(4)省略</p> </td> </tr> </table> <p><u>(11)</u> 浴槽水等の水質基準（細則第12条第1項及び第2項） （省略）</p>	<p>その他保健所長が必要と認める書類（第11号）</p>	<p>次に掲げるものとする (1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建築確認済証、建築検査済証の写し。 (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火安全対策の強化の改正について」（平成16年3月30日衛生活第489号）に基づき、消防法令適合通知書交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消防法令適合通知書の写し。 (3) 及び(4)省略</p>
<p>その他保健所長が必要と認める書類（第11号）</p>	<p>次に掲げるものとする (1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建築確認済証、建築検査済証の写し（<u>原本確認</u>）。 (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火安全対策の強化の改正について」（平成16年3月30日衛生活第489号）に基づき、消防法令適合通知書交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消防法令適合通知書の写し（<u>原本確認</u>）。 (3) 及び(4)省略</p>				
<p>その他保健所長が必要と認める書類（第11号）</p>	<p>次に掲げるものとする (1) 建築確認申請を伴う営業許可申請にあつては、建築確認済証、建築検査済証の写し。 (2) 「旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に対する防火安全対策の強化の改正について」（平成16年3月30日衛生活第489号）に基づき、消防法令適合通知書交付申請の対象となる営業許可申請にあつては、消防法令適合通知書の写し。 (3) 及び(4)省略</p>				
<p><u>(11)</u> 浴槽水の消毒の基準（細則第13条） （省略）</p>	<p><u>(12)</u> 浴槽水の消毒の基準（細則第13条） （省略）</p>				
<p>2 患者に対する入浴許可 （省略） <b>【患者入浴許可申請書類】</b> （省略） ○公衆浴場法施行条例等の運用について 4 細則の運用について <u>(9)</u> 患者を入浴させるための営業の許可（細則第11条、第14号様式） （表 省略）</p>	<p>2 患者に対する入浴許可 （省略） <b>【患者入浴許可申請書類】</b> （省略） ○公衆浴場法施行条例等の運用について 4 細則の運用について <u>(10)</u> 患者を入浴させるための営業の許可（細則第11条、第14号様式） （表 省略）</p>				

理容所の開設・出張業務の承認に関する審査基準 新旧対照表

現行								改正後							
No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G	No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G
1	福祉保健センター生活衛生課	理容所の適合確認	理容師法	第 11 条の 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>理容師法 第 6 条 第 11 条の 4 第 12 条</li> <li>理容師法施行規則 第 26 条 第 27 条</li> <li>理容師法施行条例 第 3 条第 1 号から第 4 号まで、第 6 号から第 7 号まで、第 9 号から第 11 号まで、第 13 号</li> <li>理容師法施行細則 第 6 条の 3</li> <li>理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (2)ア、イ、エからケまで、サ</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>理容師法 第 9 条</li> <li>理容師法施行規則 第 25 条</li> <li>理容師法施行条例 第 2 条 第 3 条第 5 号、第 8 号、第 12 号、第 14 号</li> <li>理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (1)、1 (2)ウ、コ、シ、3 (1)ア、イ、カ</li> <li>「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正</li> </ul>	1	福祉保健センター生活衛生課	理容所の適合確認	理容師法	第 11 条の 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>理容師法 第 6 条 第 11 条の 4 第 12 条</li> <li>理容師法施行規則 第 26 条 第 27 条</li> <li>理容師法施行条例 第 3 条第 1 号から第 4 号まで、第 6 号から第 7 号まで、第 9 号から第 11 号まで、第 13 号</li> <li>理容師法施行細則 第 6 条の 3</li> <li>理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (2)ア、イ、エからケまで、サ</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>理容師法 第 9 条</li> <li>理容師法施行規則 第 25 条</li> <li>理容師法施行条例 第 2 条 第 3 条第 5 号、第 8 号、第 12 号、第 14 号</li> <li>理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (1)、1 (2)ウ、コ、シ、3 (1)ア、イ、カ</li> <li>「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正</li> </ul>

					<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師法施行規則 第19条</li> <li>・理容師法施行細則 第2条</li> <li>・理容師法施行細則第1号様式（添付書類記載部分）</li> <li>・理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 2 (1)、(2) 3 (3)</li> </ul>	<p>する省令案の概要」に関する意見募集に対して寄せられた御意見等について</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師法施行規則 第19条</li> <li>・理容師法施行細則 第2条</li> <li>・理容師法施行細則第1号様式（添付書類記載部分）</li> <li>・理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 3 (3)</li> </ul>	<p>する省令案の概要」に関する意見募集に対して寄せられた御意見等について</p>	
2	福祉保健センター生活衛生課	理容師出張業務の承認	理容師法	理容師出張業務の承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師法施行令第4条</li> <li>・理容師法施行条例第4条第3号</li> <li>・理容師法施行細則第7条</li> <li>・理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (3)イ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師法第9条</li> <li>・理容師法施行規則 第25条</li> <li>・理容師法施行条例 第4条第1号、第2号</li> <li>・理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (3)ア、 3 (2)アからウまで</li> </ul>	2	福祉保健センター生活衛生課	理容師出張業務の承認	理容師法	理容師出張業務の承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師法施行令第4条</li> <li>・理容師法施行条例第4条第3号</li> <li>・理容師法施行細則第7条</li> <li>・理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (3)イ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師法第9条</li> <li>・理容師法施行規則 第25条</li> <li>・理容師法施行条例 第4条第1号、第2号</li> <li>・理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (3)ア、 3 (2)アからウまで</li> </ul>

<p><b>【開設届出書類】</b></p> <p>○ 理容師法施行規則（平成 10 年 1 月 27 日 厚生省令第 4 号） （開設の届出）</p> <p>第 19 条 法第 11 条第 1 項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。<u>ただし、法第 11 条第 1 項の届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>（(1)から(9)まで省略）</p> <p><u>(10) 第 1 項ただし書、第 2 項ただし書又は第 3 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨</u></p> <p>2 前項の届出書には、理容師につき、同項第 6 号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。<u>ただし、法第 11 条第 1 項の届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、前項第 6 号に掲げる事項に変更がない場合に限り当該医師の診断書の添付を省略することができる。</u></p> <p>3 法第 11 条の 4 第 1 項に規定する理容所を開設しようとする者が第 1 項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該理容所の管理理容師が同条第 2 項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。<u>ただし、同条第 1 項に規定する理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第 1 項第 3 号に掲げる事項に変更がない場合に限り当該書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>（4 省略）</p>	<p><b>【開設届出書類】</b></p> <p>○ 理容師法施行規則（平成 10 年 1 月 27 日 厚生省令第 4 号） （開設の届出）</p> <p>第 19 条 法第 11 条第 1 項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。</p> <p>（(1)から(9)まで省略）</p> <p>（(10) 削除）</p> <p>2 前項の届出書には、理容師につき、同項第 6 号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。</p> <p>3 法第 11 条の 4 第 1 項に規定する理容所を開設しようとする者が第 1 項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該理容所の管理理容師が同条第 2 項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>（4 省略）</p>
<p>○ 理容師法施行細則（昭和 45 年 2 月 26 日 横浜市規則第 9 号） （開設の届出）</p> <p>第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定による届出は、理容所開設届出書（第 1 号様式）</p>	<p>○ 理容師法施行細則（昭和 45 年 2 月 26 日 横浜市規則第 9 号） （開設の届出）</p> <p>第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定による届出は、理容所開設届出書（第 1 号様式）</p>

<p>により保健所長に提出するものとする。</p> <p>第1号様式（添付書類記載部分）</p> <p>添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。  <u>なお、1の書類のうち平面図、2の書類、5の書類及び6の書類については、  理容所の開設者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容  に変更がないときは、その添付を省略することができます。</u></p> <p>（1から6まで省略）</p> <p><u>7 その他保健所長が必要と認める書類</u></p>	<p>により保健所長に提出するものとする。</p> <p>第1号様式（添付書類記載部分）</p> <p>添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却しま  す。）</p> <p>（1から6まで省略）</p> <p>（7 削除）</p>
<p>○ 理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について</p> <p><u>2 細則の運用について</u></p> <p><u>理容所・美容所の開設の届出（細則第2条）</u></p> <p><u>(1) 理容師法施行細則第1号様式枠外記載事項又は美容師法施行細則第1号  様式枠外記載事項に掲げる添付書類1のうち平面図、2の書類、5の書類及  び6の書類については、理容所又は美容所の開設者から当該営業を譲り受け  る場合であってこれらの書類の内容が理容所又は美容所の開設者が届出し  た内容から変更がないときは、その添付を省略することができる。ただし、  理容所又は美容所の開設者が届出した際と現行の構造設備基準が変わって  いて審査できない場合その他の構造設備に変更がないことが確認できない  ときは、書類の添付を省略することはできない。</u></p> <p><u>(2) 理容師法施行細則第1号様式枠外記載事項又は美容師法施行細則第1号  様式枠外記載事項に掲げる添付書類のうち、その他保健所長が必要と認める  書類とは次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 理容師法施行細則第1号様式枠外記載の添付書類括弧書又は美容師法  施行細則第1号様式枠外記載の添付書類括弧書の適用を受ける場合は、次  の内容が記載された、譲渡されることを証する書類。</u></p> <p><u>(ア) 理容業又は美容業を譲渡する者の氏名（法人の場合は名称及び代表者  の氏名）</u></p> <p><u>(イ) 理容業又は美容業を譲り受ける者の氏名（法人の場合は名称及び代表</u></p>	<p>○ 理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について</p> <p>（2 削除）</p>

<p><u>者の氏名)</u></p> <p><u>(ウ) 理容業又は美容業を譲り受ける予定の日</u></p> <p><u>(エ) 譲り受ける理容所又は美容所の施設所在地</u></p> <p><u>(オ) 譲り受ける理容所又は美容所の施設名称</u></p> <p><u>イ 理容師法施行細則第1号様式枠外記載事項又は美容師法施行細則第1号様式枠外記載事項の添付書類括弧書の適用を受け、変更がない書類の添付を省略する場合は、次の内容が記載された書類。</u></p> <p><u>(ア) 理容師法施行細則第1号様式枠外記載事項又は美容師法施行細則第1号様式枠外記載事項に掲げる添付書類のうち、添付を省略する書類の名称</u></p> <p><u>(イ) 添付を省略する書類について、変更がない旨</u></p> <p><u>(ウ) 添付を省略した書類について、変更があったことが明らかになったときは、添付を省略した書類を提出する旨</u></p> <p>3 その他留意すべき事項</p> <p>(3) 従業員の届出について</p> <p>営業者は、理容所開設届出書、美容所開設届出書、理容所開設届出事項変更届出書及び美容所開設届出事項変更届出書を提出する際に、従業員のことについて届け出る内容が多い場合は、例示のような別紙に記載してよいこととする（別紙省略）。</p>	<p>3 その他留意すべき事項</p> <p>(3) 従業員の届出について</p> <p>営業者は、理容所開設届出書、美容所開設届出書、理容所開設届出事項変更届出書及び美容所開設届出事項変更届出書を提出する際に、従業員のことについて届け出る内容が多い場合は、例示のような別紙に記載してよいこととする（別紙省略）。</p>
--	--

美容所の開設・出張業務の承認に関する審査基準 新旧対照表

現行								改正後							
No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G	No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G
1	福祉保健センター生活衛生課	美容所の適合確認	美容師法	第12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>美容師法第6条第13条</li> <li>美容師法施行規則第26条第27条</li> <li>美容師法施行条例第3条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号から第11号まで、第13号</li> <li>美容師法施行細則第6条の3</li> <li>理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について1(2)ア、イ、エからケまで、サ</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>美容師法第8条</li> <li>美容師法施行規則第25条</li> <li>美容師法施行条例第2条第3条第5号、第8号、第12号、第14号</li> <li>理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について1(1)、(2)ウ、コ、シ3(1)ア、イ、カ</li> </ul>	1	福祉保健センター生活衛生課	美容所の適合確認	美容師法	第12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>美容師法第6条第13条</li> <li>美容師法施行規則第26条第27条</li> <li>美容師法施行条例第3条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号から第11号まで、第13号</li> <li>美容師法施行細則第6条の3</li> <li>理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について1(2)ア、イ、エからケまで、サ</li> </ul>	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>美容師法第8条</li> <li>美容師法施行規則第25条</li> <li>美容師法施行条例第2条第3条第5号、第8号、第12号、第14号</li> <li>理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について1(1)、(2)ウ、コ、シ3(1)ア、イ、カ</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>開設届出書類</li> <li>美容師法第11条第1項</li> <li>美容師法施行規則第19条</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令案の概要」</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>開設届出書類</li> <li>美容師法第11条第1項</li> <li>美容師法施行規則第19条</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令案の概要」</li> </ul>



					<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容師法施行細則 第2条</li> <li>・美容師法施行細則第1号様式（添付書類記載部分）</li> <li>・理容師法施行条及び美容師法施行条例等の運用について 2 (1)、(2) 3 (3)</li> </ul>	<p>に関する意見募集に対して寄せられた御意見等について</p>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容師法施行細則 第2条</li> <li>・美容師法施行細則第1号様式（添付書類記載部分）</li> <li>・理容師法施行条及び美容師法施行条例等の運用について 3 (3)</li> </ul>	<p>に関する意見募集に対して寄せられた御意見等について</p>		
2	福祉保健センター生活衛生課	美容師出張業務の承認	美容師法	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容師法施行令第4条</li> <li>・美容師法施行条例第4条第3号</li> <li>・美容師法施行細則第7条</li> <li>・理容師法施行条及び美容師法施行条例等の運用について 1 (3)イ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容師法第8条</li> <li>・美容師法施行規則第25条</li> <li>・美容師法施行条例第4条第1号から第2号まで</li> <li>・理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (3)ア 3 (2)アからウまで</li> </ul>	承認申請書類 ・美容師法施行細則第7号様式（添付書類記載部分）	2	福祉保健センター生活衛生課	美容師出張業務の承認	美容師法	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容師法施行令第4条</li> <li>・美容師法施行条例第4条第3号</li> <li>・美容師法施行細則第7条</li> <li>・理容師法施行条及び美容師法施行条例等の運用について 1 (3)イ</li> </ul>	承認申請書類 ・美容師法施行細則第7号様式（添付書類記載部分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容師法第8条</li> <li>・美容師法施行規則第25条</li> <li>・美容師法施行条例第4条第1号から第2号まで</li> <li>・理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について 1 (3)ア 3 (2)アからウまで</li> </ul>

【開設届出書類】

○ 美容師法施行規則（平成10年1月27日 厚生省令第7号）

（開設の届出）

第19条 法第11条第1項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。ただし、法第11条第1項の届出をした美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第3号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

（(1)から(9)まで省略）

(10) 第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨

2 前項の届出書には、美容師につき、同項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。ただし、法第11条第1項の届出をした美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、前項第6号に掲げる事項に変更がない場合に限り当該医師の診断書の添付を省略することができる。

3 法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとする者が第1項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。ただし、同条第1項に規定する美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第1項第3号に掲げる事項に変更がない場合に限り当該書類の添付を省略することができる。

（4 省略）

【開設届出書類】

○ 美容師法施行規則（平成10年1月27日 厚生省令第7号）

（開設の届出）

第19条 法第11条第1項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

（(1)から(9)まで省略）

（(10) 削除）

2 前項の届出書には、美容師につき、同項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

3 法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとする者が第1項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

（4 省略）

<p>○ 美容師法施行細則（昭和 45 年 2 月 26 日 横浜市規則第 10 号） （開設の届出）</p> <p>第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定による届出は、美容所開設届出書（第 1 号様式）により保健所長に提出するものとする。</p> <p>第 1 号様式（添付書類記載部分）</p> <p>添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。 <u>なお、1 の書類のうち平面図、2 の書類、5 の書類及び 6 の書類については、美容所の開設者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。</u>）</p> <p>（1 から 6 まで省略）</p> <p><u>※ 7 その他保健所長が必要と認める書類</u></p>	<p>○ 美容師法施行細則（昭和 45 年 2 月 26 日 横浜市規則第 10 号） （開設の届出）</p> <p>第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定による届出は、美容所開設届出書（第 1 号様式）により保健所長に提出するものとする。</p> <p>第 1 号様式（添付書類記載部分）</p> <p>添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。）</p> <p>（1 から 6 まで省略）</p> <p>（※ 7 削除）</p>
<p>○ 理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について</p> <p><u>2 細則の運用について</u></p> <p><u>理容所・美容所の開設の届出（細則第 2 条）</u></p> <p><u>(1) 理容師法施行細則第 1 号様式枠外記載事項又は美容師法施行細則第 1 号様式枠外記載事項に掲げる添付書類 1 のうち平面図、2 の書類、5 の書類及び 6 の書類については、理容所又は美容所の開設者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容が理容所又は美容所の開設者が届出した内容から変更がないときは、その添付を省略することができる。ただし、理容所又は美容所の開設者が届出した際と現行の構造設備基準が変わっていて審査できない場合その他の構造設備に変更がないことが確認できないときは、書類の添付を省略することはできない。</u></p> <p><u>(2) 理容師法施行細則第 1 号様式枠外記載事項又は美容師法施行細則第 1 号様式枠外記載事項に掲げる添付書類のうち、その他保健所長が必要と認める書類とは次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 理容師法施行細則第 1 号様式枠外記載の添付書類括弧書又は美容師法施行細則第 1 号様式枠外記載の添付書類括弧書の適用を受ける場合</u></p>	<p>○ 理容師法施行条例及び美容師法施行条例等の運用について</p> <p>（2 削除）</p>

<p><u>は、次の内容が記載された、譲渡されることを証する書類。</u></p> <p><u>(ア) 理容業又は美容業を譲渡する者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</u></p> <p><u>(イ) 理容業又は美容業を譲り受ける者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</u></p> <p><u>(ウ) 理容業又は美容業を譲り受ける予定の日</u></p> <p><u>(エ) 譲り受ける理容所又は美容所の施設所在地</u></p> <p><u>(オ) 譲り受ける理容所又は美容所の施設名称</u></p> <p><u>イ 理容師法施行細則第1号様式枠外記載事項又は美容師法施行細則第1号様式枠外記載事項の添付書類括弧書の適用を受け、変更がない書類の添付を省略する場合は、次の内容が記載された書類。</u></p> <p><u>(ア) 理容師法施行細則第1号様式枠外記載事項又は美容師法施行細則第1号様式枠外記載事項に掲げる添付書類のうち、添付を省略する書類の名称</u></p> <p><u>(イ) 添付を省略する書類について、変更がない旨</u></p> <p><u>(ウ) 添付を省略した書類について、変更があったことが明らかになったときは、添付を省略した書類を提出する旨</u></p> <p>3 その他留意すべき事項</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>3 その他留意すべき事項</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
--	---

クリーニング所の開設に関する審査基準 新旧対照表

現行								改正後							
No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G	No.	課等名称 (経由機関) A	許認可等事項 名 B	根拠法令 C	根拠条項 D	審査基準 E	設定等 区分 F	申請される 方の参考と なる事項 G
1	福祉保健センター生活衛生課	クリーニング所の開設	クリーニング業法	第5条の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング業法第3条第3条の2第2項第4条</li> <li>・クリーニング業法施行規則第1条の2第1項</li> <li>・クリーニング業法施行条例第2条</li> <li>・クリーニング業法施行条例等の運用について1</li> </ul>	法令	一般 ・ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理について2(3)ア、イ 5(2)から(4)まで別添21.(1.1のみ)、4.	1	福祉保健センター生活衛生課	クリーニング所の開設	クリーニング業法	第5条の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング業法第3条第3条の2第2項第4条</li> <li>・クリーニング業法施行規則第1条の2第1項</li> <li>・クリーニング業法施行条例第2条</li> <li>・クリーニング業法施行条例等の運用について1</li> </ul>	法令	一般 ・ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理について2(3)ア、イ 5(2)から(4)まで別添21.(1.1のみ)、4.
					開設届出書類 ・クリーニング業法第5条第1項 ・クリーニング業法施行規則第1条の3第1項第2条 ・クリーニング業法施行細則第1号様式(添付書類記載部分)		取次 ・ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて ・コンビニエンスストア内におけるクリーニング(取次)営業の取扱いについて(抜粋) 消毒を要す							開設届出書類 ・クリーニング業法第5条第1項 ・クリーニング業法施行規則第1条の3第1項第2条 ・クリーニング業法施行細則第1号様式(添付書類記載部分)	取次 ・ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて ・コンビニエンスストア内におけるクリーニング(取次)営業の取扱いについて(抜粋) 消毒を要す

					<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング業 法施行条例等の運用について <u>2</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>る洗濯物</li> <li>・クリーニング業法施行規則 第1条</li> <li>・クリーニング所における消毒方法等について</li> <li>・おしぼり衛生指導基準の施行について</li> <li>・病院等からの寝具類の洗濯業務のクリーニング所に対する委託について</li> <li>・病院、診療所等の業務委託について(抜粋)</li> <li>別添1第2の3</li> <li>別添2</li> </ul>						(削除)		<ul style="list-style-type: none"> <li>る洗濯物</li> <li>・クリーニング業法施行規則 第1条</li> <li>・クリーニング所における消毒方法等について</li> <li>・おしぼり衛生指導基準の施行について</li> <li>・病院等からの寝具類の洗濯業務のクリーニング所に対する委託について</li> <li>・病院、診療所等の業務委託について(抜粋)</li> <li>別添1第2の3</li> <li>別添2</li> </ul>
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	------	--	--

<p><b>【開設届出書類】</b></p> <p>○クリーニング業法施行規則（昭和 25 年 7 月 1 日厚生省令第 35 号） （営業者の届出）</p> <p>第 1 条の 3 法第 5 条第 1 項の規定による開設の届出は、次の事項を記載した届出書を開設地を管轄する都道府県知事（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては市長又は区長。次項及び第 2 条の 2 から第 2 条の 4 までにおいて同じ。）に提出することによつて行うものとする。<u>ただし、法第 5 条第 1 項の届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>（1 から 9 まで省略）</p> <p>10 <u>ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨</u></p>	<p><b>【開設届出書類】</b></p> <p>○クリーニング業法施行規則（昭和 25 年 7 月 1 日厚生省令第 35 号） （営業者の届出）</p> <p>第 1 条の 3 法第 5 条第 1 項の規定による開設の届出は、次の事項を記載した届出書を開設地を管轄する都道府県知事（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては市長又は区長。次項及び第 2 条の 2 から第 2 条の 5 までにおいて同じ。）に提出することによつて行うものとする。</p> <p>（1 から 9 まで省略）</p> <p>（10 削除）</p>
<p>○クリーニング業法施行細則（昭和 45 年 2 月 26 日 横浜市規則第 11 号） 第 1 号様式</p> <p>添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。 <u>なお、1 の書類のうち平面図、4 の書類及び 5 の書類については、クリーニング業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であつてこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。</u>）</p> <p>（1 から 5 まで省略）</p> <p>6 <u>その他保健所長が必要と認める書類</u></p>	<p>○クリーニング業法施行細則（昭和 45 年 2 月 26 日 横浜市規則第 11 号） 第 1 号様式</p> <p>添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。）</p> <p>（1 から 5 まで省略）</p> <p>（6 削除）</p>
<p>○クリーニング業法施行条例等の運用について</p> <p>2 <u>細則の運用について</u></p> <p><u>クリーニング所の届出（細則第 2 条）</u></p> <p>(1) <u>第 1 号様式枠外記載事項に掲げる添付書類 1 のうち平面図、4 の書類及び 5 の書類並びに第 1 号様式の 2 枠外記載事項に掲げる添付書類 1 のうち平面図、3 の書類及び 4 の書類については、クリーニング業を営む者から当</u></p>	<p>（○クリーニング業法施行条例等の運用について 削除）</p>

該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容がクリーニング業を営む者が届出した内容から変更がないときは、その添付を省略することができる。ただし、クリーニング業を営む者が届出した際と現行の構造設備基準が変わっていて審査できない場合その他の構造設備に変更がないことが確認できないときは、書類の添付を省略することはできない。

(2) 第1号様式又は第1号様式の2の枠外記載事項に掲げる添付書類のうち、その他保健所長が必要と認める書類とは次のとおりとする。

ア 第1号様式又は第1号様式の2の枠外記載の添付書類括弧書の適用を受ける場合は、次の内容が記載された、譲渡されること証する書類。

(ア) クリーニング業を譲渡する者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

(イ) クリーニング業を譲り受ける者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

(ウ) クリーニング業を譲り受ける予定の日

(エ) 譲り受けるクリーニング所の施設所在地

(オ) 譲り受けるクリーニング所の施設名称

イ 第1号様式又は第1号様式の2の枠外記載の添付書類括弧書の適用を受け、変更がない書類の添付を省略する場合は、次の内容が記載された書類。

(ア) 第1号様式又は第1号様式の2の枠外記載事項に掲げる添付書類のうち、添付を省略する書類の名称

(イ) 添付を省略する書類について、変更がない旨

(ウ) 添付を省略した書類について、変更があったことが明らかになったときは、添付を省略した書類を提出する旨